課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

E　沖縄振興法第 94 条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

F　当該都道府県が符号Ｅに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.04 を超えるときは、 0.04 とする。

［略］

H　当該都道府県が符号Ｇに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

I　符号Ｇに同じ。この場合において、符号Ｇ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

J　符号Ｈに同じ。この場合において、符号Ｈ中「符号Ｇ」とあるのは「符号Ｉ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

K　符号Ｇに同じ。この場合において、符号Ｇ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

L　符号Ｈに同じ。この場合において、符号Ｈ中「符号Ｇ」とあるのは「符号Ｋ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

［略］

N　符号Ｍに同じ。この場合において、符号Ｍ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

O　符号Ｍに同じ。この場合において、符号Ｍ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

［略］

Q　当該都道府県が符号Ｐに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

R　符号Ｐに同じ。この場合において、符号Ｐ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

S　符号Ｑに同じ。この場合において、符号Ｑ中「符号Ｐ」とあるのは「符号Ｒ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

T　符号Ｐに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

U　符号Ｑに同じ。この場合において、符号Ｑ中「符号Ｐ」とあるのは「符号Ｔ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

［略］

(二)　法人事業税

次の算式によつて算定した額

算式

除に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

E　沖縄振興法第 94 条、過疎法第 31 条及び附則第４条第３項、離島振興法第 20 条並びに奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

F　当該都道府県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.04 を超えるときは、 0.04 とする。

［同左］

H　当該都道府県がＧに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

I　算式の符号中Ｇに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

J　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「Ｇ」とあるのは「Ｉ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

K　算式の符号中Ｇに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

L　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「Ｇ」とあるのは「Ｋ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

［同左］

N　算式の符号中Ｍに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

O　算式の符号中Ｍに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

［同左］

Q　当該都道府県がＰに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

R　算式の符号中Ｐに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

S　算式の符号中Ｑに同じ。この場合において、同符号中「Ｐ」とあるのは「Ｒ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

T　算式の符号中Ｐに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

U　算式の符号中Ｑに同じ。この場合において、同符号中「Ｐ」とあるのは「Ｔ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

［同左］

(二)　法人事業税

次の算式によつて算定した額

算式